

## 行政経営会議の内容

件名	大和市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案について
所管部	市立病院事務局・総務部
日時・場所	令和5年11月20日(月) 9:30 ~ 10:00 研修室
出席者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、市立病院事務局長、消防長、教育部長、病院総務課長、人財課長
提出理由	医師の働き方改革に伴う勤務体制の見直しに応じて特殊勤務手当を見直したいため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夜間医療・看護等手当と救急勤務医手当は併給可能であるか。また、勤務時間外の緊急呼出に対する手当は、宿日直医師に支給することはできるか。 (所管部) 夜間医療・看護等手当と救急勤務医手当は併給可能である。また、緊急呼出に対する手当は、宿日直医師は対象外であるため支給できない。</li><li>・内科では宿日直時間の一部を正規勤務に割り当てるため手当額が減少するが、昼間(8:30-17:00)の外来診療等の人件費はどう変化するか。 (所管部) 代償休暇を取得することになるため昼間の医師数は減少するが、外来患者や再来患者を減らし紹介患者を主とする二次救急医療機関としての適切な運営を進めていくことで、昼間の医師減少にも対応でき人件費は増加させずに済む。</li><li>・2024年の医師の働き方改革施行にむけ、体制は整っているか。 (所管部) 既に国が示す基準内に医師の時間外労働を抑えることができしており、システムの導入や衛生委員会を活発に行うことで、より徹底した労務管理を行っていく。</li><li>・特殊勤務手当を改正することに対して、医師の賛同はあるのか。 (所管部) 院長・副院長・診療部長・宿日直を行っている6つの部門の長に手当額のシミュレーションを示したうえで説明を行っており、院内の管理会議の承認も得ている。</li><li>・医師の確保という視点では、手当で他病院と競わなければならないため、地方公営企業法の全部適用に移行し、柔軟に手当を設定できるようにすることも検討すべきである。 (所管部) 全部適用への移行を検討する前に、まずは早期の経営改善を目指す。</li><li>・質の高い医師の確保のため、この改定は必要であると考える。</li></ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。